

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 「<u>当該農業</u>に必要な農作業に主として従事する」ことの意義</p> <p>3 (省略)</p> <p>↳</p> <p>6 (省略)</p> <p>7 特定農業生産法人の合併又は分割の日</p> <p>8 合併又は分割の場合の届出書</p> <p>9 (省略)</p> <p>↳</p> <p>16 (省略)</p> <p>17 <u>主務大臣の認定を要しない事業</u></p> <p>17の2 <u>一時的道路用地等としての貸付先</u></p> <p>17の3 <u>平成13年法による改正後の法附則第36条第6項の地上権等の設定があ</u> <u>った場合の旧法第70条の4第1項の担保</u></p> <p>17の4 <u>一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間</u></p> <p>18 昭和50年旧法適用者及び平成3年旧法適用者に係る取扱い</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 「<u>当該事業</u>に必要な農作業に主として従事する」ことの意義</p> <p>3 (同左)</p> <p>↳</p> <p>6 (同左)</p> <p>7 特定農業生産法人の合併の日</p> <p>8 合併の場合の届出書</p> <p>9 (同左)</p> <p>↳</p> <p>16 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>17 昭和50年旧法適用者及び平成3年旧法適用者に係る取扱い</p>

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(「<u>当該農業</u>に必要な農作業に主として従事する」ことの意義)</p> <p>2 <u>農地法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第23号)による改正後の令附則第28条第3項第2号</u>かっこ書に規定する「<u>当該農業</u>に必要な農作業に主として従事する」とは、受贈者が、同項に規定する<u>農業生産法人の行う農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項第1号に規定する農業(以下「農業」という。)</u>に従事する日数の過半を<u>当該農業</u>に必要な農作業に従事することをいうものとする。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲)</p> <p>5 令附則第28条第4項に規定する当該権利の設定の時の直前において受贈者が有する同項に規定する農地等で旧法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けているもののすべてとは、当該権利の設定の時の直前において当該受贈者が有する農地等のうち、旧法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けるもの(旧法第70条の4第7項第3号又は第8項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下「代替取得農地等」という。)を含む。)のみをいう。したがって、当該受贈者が有する農地等であっても特例適用農地等以外のもの及び特例適用農地等であっても<u>租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成13年法律第7号)(以下「平成13年法」という。)</u>による改正前の<u>租税特別措置法第70条の4第7項に規定する貸付特例適用農地等又は租税特別措</u></p>	<p>(「<u>当該事業</u>に必要な農作業に主として従事する」ことの意義)</p> <p>2 令附則第28条第3項第2号かっこ書に規定する「<u>当該事業</u>に必要な農作業に主として従事する」とは、受贈者が、同項に規定する<u>農業生産法人の事業</u>に従事する日数の過半を<u>当該事業</u>に必要な農作業に従事することをいうものとする。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲)</p> <p>5 令附則第28条第4項に規定する当該権利の設定の時の直前において受贈者が有する同項に規定する農地等で旧法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けているもののすべてとは、当該権利の設定の時の直前において当該受贈者が有する農地等のうち、旧法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けるもの(旧法第70条の4第7項第3号又は第8項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下「代替取得農地等」という。)を含む。)のみをいう。したがって、当該受贈者が有する農地等であっても特例適用農地等以外のもの及び特例適用農地等であっても<u>当該受贈者が既に旧令第40条の6第7項に規定する転用をした土地は、これに含まれないことに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>置法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第141号)(以下「平成13年令」という。)</u>による改正後の<u>租税特別措置法施行令第40条の6第45項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地</u>は、これに含まれないことに留意する。</p> <p>(特定農業生産法人の合併又は分割の日)</p> <p>7 <u>平成13年法による改正後の法附則第36条第4項に規定する「当該合併又は当該分割の日」とは、同項に規定する合併法人又は分割承継法人の本店所在地において合併の登記又は設立の登記若しくは変更の登記を完了した日をいうものとする。</u></p> <p>(合併又は分割の場合の届出書)</p> <p>8 法附則第36条第4項の規定の適用を受けようとする受贈者が同項に規定する届出書を合併<u>又は分割</u>の日から2か月を経過する日まで(以下この8において「期限内」という。)に提出した場合には、その届出書に係る記載又は添付すべき書類に不備があるときであっても、当該不備が軽微なもので速やかに補完されると認められるときには、同項の規定の適用があるものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>(注)(省略)</p> <p>(常時従事者である構成員に該当しないこととなった日)</p> <p>9 令附則第28条第5項に規定する「受贈者が老齢、疾病その他やむを得ない事由として税務署長が認める事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった場合」に該当するかどうかは、各年の12月31日において、同日以前1年間の特定農業生産法人の<u>行う農業</u>への贈与者の従事の状況が同条第3項第2号の要件を満たすかどうかにより判定するものとする。</p>	<p>(特定農業生産法人の合併の日)</p> <p>7 法附則第36条第4項に規定する「<u>合併の日</u>」とは、<u>合併による特定農業生産法人の消滅に伴い合併後存続する特定農業生産法人又は設立された特定農業生産法人の本店の所在地において合併の登記を完了した日をいうものとする。</u></p> <p>(合併の場合の届出書)</p> <p>8 法附則第36条第4項の規定の適用を受けようとする受贈者が同項に規定する届出書を合併の日から2か月を経過する日まで(以下この8において「期限内」という。)に提出した場合には、その届出書に係る記載又は添付すべき書類に不備があるときであっても、当該不備が軽微なもので速やかに補完されると認められるときには、同項の規定の適用があるものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>(注)(同左)</p> <p>(常時従事者である構成員に該当しないこととなった日)</p> <p>9 令附則第28条第5項に規定する「受贈者が老齢、疾病その他やむを得ない事由として税務署長が認める事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった場合」に該当するかどうかは、各年の12月31日において、同日以前1年間の特定農業生産法人の<u>事業</u>への贈与者の従事の状況が同条第3項第2号の要件を満たすかどうかにより判定するものとする。</p>

(注) 法附則第36条第3項の規定による使用貸借による権利の設定の日から当該権利の設定の日の属する年の12月31日までの間における特定農業生産法人の行う農業の内容及び受贈者の当該農業への従事の状況が使用貸借による権利の設定に関する届出書に添付された規則附則第14条第4項第1号に規定する農業委員会の書類の記載内容と異ならないと認められるときには、受贈者は、当該権利の設定の属する年の12月31日において常時従事者である構成員に該当するものとする。

(法附則第36条第3項の規定の適用を受けた受贈者に係る特例適用農地等の贈与者が死亡した場合)

16 法附則第36条第3項の規定の適用を受けた受贈者に係る旧法第70条の4第1項に規定する贈与者が死亡したときは、平成13年法による改正後の租税特別措置法第70条の5の規定により、使用貸借による権利が設定された特例適用農地等又は平成13年法による改正後の法附則第36条第6項の規定の適用を受ける一時的道路用地等の用に供されている農地等につき当該受贈者が相続又は遺贈により取得したものとみなされるのであるが、前者については、当該受贈者が平成13年令による改正後の租税特別措置法施行令第40条の7第2項各号に定める者に該当しないこと、後者については、当該農地等が平成13年令による改正後の令附則第28条第18項の規定により、平成13年令による改正後の租税特別措置法施行令第40条の7第5項に規定する農地等に該当することから、平成13年法による改正後の租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用はないのであるから留意する。

(主務大臣の認定を要しない事業)

17 平成13年法による改正後の法附則第36条第6項に規定する一時的道路用地等(以下「一時的道路用地等」という。)に係る事業が同項に規定する道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業である場合には、同項に規定

(注) 法附則第36条第3項の規定による使用貸借による権利の設定の日から当該権利の設定の日の属する年の12月31日までの間における特定農業生産法人の事業の内容及び受贈者の当該事業への従事の状況が使用貸借による権利の設定に関する届出書に添付された規則附則第14条第4項第1号に規定する農業委員会の書類の記載内容と異ならないと認められるときには、受贈者は、当該権利の設定の属する年の12月31日において常時従事者である構成員に該当するものとする。

(法附則第36条第3項の規定の適用を受けた受贈者に係る特例適用農地等の贈与者が死亡した場合)

16 法附則第36条第3項の規定の適用を受けた受贈者に係る旧法第70条の4第1項に規定する贈与者が死亡したときは、新法第70条の5の規定により、使用貸借による権利が設定された特例適用農地等につき当該受贈者が相続又は遺贈により取得したものとみなされるのであるが、当該受贈者については、新令第40条の7第2項各号に定める者に該当しないので、新法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用はないのであるから留意する。

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>する事業に係る主務大臣の認定は要しないのであるから留意する。ただし、その場合であっても、一時的道路用地等の用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」という。）の設定に基づき貸し付けられる特例適用農地等が同項に規定する代替性のない施設の用地であることの主務大臣の認定は必要である。</u></p>	
<p><u>（一時的道路用地等としての貸付先）</u> <u>17の2 平成13年法による改正後の法附則第36条第6項に規定する一時的道路用地等の用に供するための地上権等の設定に基づく貸付けは、当該一時的道路用地等に係る事業の施行者に対して行わなければならないのであるから留意する。</u> <u>したがって、その事業の施行者から業務を請け負った業者等に対してその貸付けを行った場合には、同条第6項の規定の適用はない。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（平成13年法による改正後の法附則第36条第6項の地上権等の設定があった場合の旧法第70条の4第1項の担保）</u> <u>17の3 特例適用農地等が旧法第70条の4第1項に規定する担保に供されている場合において、その特例適用農地等につき平成13年法による改正後の法附則第36条第6項に規定する地上権等の設定があった場合においても、その担保に提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間）</u> <u>17の4 平成13年法による改正後の法附則第36条第7項に規定する届出書は、同条第6項の承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過することの日</u></p>	<p>（新設）</p>

までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該1年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該1年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。

(昭和50年旧法適用者及び平成3年旧法適用者に係る取扱い)

18 平成13年法による改正後の法附則第36条第12項の規定により同条第3項から第11項までの規定を昭和50年旧法第70条の4第1項本文又は平成3年旧法第70条の4第1項本文の適用を受けているものについて準用する場合には、1((受贈者が旧法第70条の4第5項の規定の適用を受けている場合))から17の4((一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間))までの例による。

(昭和50年旧法適用者及び平成3年旧法適用者に係る取扱い)

17 法附則第36条第8項の規定により同条第3項から第7項までの規定を昭和50年旧法第70条の4第1項本文又は平成3年旧法第70条の4第1項本文の適用を受けているものについて準用する場合には、1((受贈者が旧法第70条の4第5項の規定の適用を受けている場合))から16((法附則第36条第3項の規定の適用を受けた受贈者に係る特例適用農地等の贈与者が死亡した場合))までの例による。